

鹿児島県建設部長等優良工事奨励賞選考基準

1 趣旨

この選考基準は、鹿児島県建設部長等優良工事奨励賞実施要領（以下「要領」という。）に定める優良工事奨励賞の選考について、必要な事項を定める。

2 共通事項

- (1) 原則として工事成績評定点の高い工事から選考する。
ただし、工事の内容並びにその規模等を勘案する場合はこの限りでない。
なお、評定点の基準点については、「鹿児島県土木部優良工事等表彰推薦基準」に定める優良工事の基準点とする。
- (2) 過去の表彰経歴に関わらず表彰の対象とする。
- (3) 同一年度において、土木部優良工事等表彰のうち優良工事表彰との重複はしない。
- (4) 土木部発注工事の施工において、過去1年以内に他の工事で6.5点未満の工事成績評定点のある企業は表彰の選考から除くものとする。
- (5) 過去3年以内に建設業法等の違反による行政処分、又は発注者から「県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けた企業は表彰の選考から除くものとする。
- (6) 県外に本店を有する企業は選考から除くものとする。
- (7) 選考対象は、土木部以外の事業を除外しない。（漁港事業、受託事業、支援土木事業等を含む。）
- (8) この選考基準に加えて、建設部長等は地域の実情等を考慮し、選考を行う事ができる。

3 対象工事及び表彰件数

(1) 優良土木工事奨励賞

①土木一式工事（優良工事奨励賞実施要領 第2条第1項第1号）

工事場所		表彰件数
鹿児島地域振興局建設部	鹿児島市	工事場所を管轄する事務所ごとにおいて、優良工事奨励賞工事の成績表定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。
	三島村	
	十島村	
日置市駐在	日置市	
	いちき串木野市	

工事場所		表彰件数
南薩地域振興局建設部	枕崎市	工事場所を管轄する事務所ごとにおいて、優良工事奨励賞工事の成績表定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。
	南さつま市	
	南九州市	
指宿市駐在	指宿市	
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市	
	さつま町	
出水市駐在	出水市	
	阿久根市	
	長島町	
甑島支所	甑島島内	
始良・伊佐地域振興局建設部	始良市	
	霧島市	
	湧水町	
伊佐市駐在	伊佐市	
大隅地域振興局建設部	鹿屋市	
	垂水市	
	東串良町	
	錦江町	
	南大隅町	
	肝付町	
曾於市駐在	曾於市	
	志布志市	
	大崎町	
熊毛支庁建設部	西之表市	
	中種子町	
	南種子町	
屋久島事務所	屋久島町	
大島支庁建設部	奄美市	
	大和村	
	龍郷町	
瀬戸内事務所	瀬戸内町	
	宇検村	

工事場所		表彰件数
喜界事務所	喜界町	工事場所を管轄する事務所ごとにおいて、優良工事奨励賞工事の成績表定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。
徳之島事務所	徳之島町	
	天城町	
	伊仙町	
沖永良部事務所	和泊町	
	知名町	
	与論町	

②舗装工事，③とび・土工・コンクリート工事，④その他の工事
 (優良工事奨励賞実施要領 第2条第1項第1号)

建設部名	表彰件数
鹿児島地域振興局建設部	建設部ごとに、それぞれの表彰工種区分において、優良工事奨励賞工事の成績表定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。
南薩地域振興局建設部	
北薩地域振興局建設部	
始良・伊佐地域振興局建設部	
大隅地域振興局建設部	
熊毛支庁建設部	
大島支庁建設部	

(2) 優良建築工事奨励賞

①建築一式工事，④その他の工事 (優良工事奨励賞実施要領 第2条第1項第2号)

建設部名	表彰件数
鹿児島地域振興局建設部	建設部ごとに、それぞれの表彰工種区分において、優良工事奨励賞工事の成績評定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。
南薩地域振興局建設部	
北薩地域振興局建設部	
始良・伊佐地域振興局建設部	
大隅地域振興局建設部	
熊毛支庁建設部	
大島支庁建設部	

②電気工事，③管工事 (優良工事奨励賞実施要領 第2条第1項第2号)

表彰件数
建築課発注工事のうち、それぞれの表彰工種区分において、優良工事奨励賞工事の成績評定基準点を満たす工事から1工事を上限とする。

付則

この選定基準は、令和7年4月1日から適用する。